

# 幕末維新期における信教の自由

——岩倉使節団と宗教問題（その六）——

山  
崎  
渾  
子

## **A Study of Religious Freedom of the Bakumatsu-Ishin period: The Iwakura Mission and Religion<6>**

---

In 1889, Meiji Imperial Constitution was promulgated in the form of a gift to the people by the Emperor, and Article 28 of the Constitution stated clearly that "Japanese subjects shall, within limits not prejudicial to peace and order and not antagonistic to their duties as subjects, enjoy freedom of religious belief". Today, there are two interpretations holding a different view about this Article 28. One acknowledges that this Article 28 is one of the successful attainments of the Meiji Government through the process of learning from the model of modern European countries, and also an answer to the popular demand for religious freedom since it proved to be an important issue in treaty revisions with foreign powers. Moreover, there were strong movements of Kirishitan's (Catholic) and Protestants's various activities.

As to the other point of view, one criticizes Article 28 as concealing a conspiracy of the Government with the Japanese Tenno system and Shinto. The government gave special privileges to Shinto by creating new Kokka-shinto (State religion). This manipulation was the cause of the ineffectuality of the Meiji Constitution guarantee of religious freedom.

The relationship between Article 28 and the Iwakura Mission, is the theme which I have been pursuing. This is the sixth paper in which I have attempted to explain the background of the period just before the Iwakura Mission's departure for Europe. Because of limitation of space, the second half of my study will be published in the next volume.

はじめに

明治憲法の「信教の自由」について、二つの見方がある。この条文を、近代天皇制支配と神道との結託を覆い隠す「外見的信教自由政策」の象徴と見て、この曖昧さが正しい意味での「信教の自由」を踏みにじる結果となつたとする説。反面、明治政府が西欧諸国をモデルとして近代化を目指した過程において結実した成果とする説がもう一方である。

前者の代表的なものには、小澤三郎『日本プロテスタント史研究<sup>(1)</sup>』をはじめとして、特に近代天皇制と神道との関係についての諸研究がある。その中でも戸村政博『神社問題とキリスト教<sup>(2)</sup>』では、明治維新後から第二次世界大戦までの長期間にわたり国家神道体制と信教の自由の問題にそつた多くの関係史料がまとめて提示されている。内容は神社非宗教論と宗教法案、そしてキリスト教会（主にプロテスタント）との関係から派生した信教の自由問題などである。その中で、「神社非宗教論」が政府のあらわな方針となる時期については、岡田包義『神社非宗教』と同じく、明治一五（一八八二）年、神官の教導職兼補を廃止し葬儀に関与することを禁じたことがその第一歩であるとしている。そしてつづく明治十七（一八八四）年、住職任免、教師の等級進退のこととを各管区長に委任する達をもつて祭祀と宗教の分離が行われていったと言う。

この問題について、安丸良夫・宮地正人『宗教と國家<sup>(3)</sup>』では、国家神道の形成過程、その宗教政策、地域の動向、

信教の自由運動と仏教やキリスト教との葛藤などについて、広く各分野の関係史料が整理・紹介されており、また各々に丁寧な解題・解説が付されているところから、後学の者の理解に大いに役だっている。この中で、神社非宗教化の発出点について安丸良夫「近代転換期における宗教と國家」は、先の明治一五年、一七年の廃止をもって、信教の自由の原則がひとまず確立され、ついで帝国憲法第二十八条で同じ原則が確認された、と述べている。一方、信教の自由と神道との関係をどのように理解するかという問題では、日清戦争ごろまでは国家の神社保護はきわめて希薄であると見た中島三千男・坂本是丸両氏らの諸説を批判しながら「神道＝非宗教説を欺瞞的」と見た美濃部達吉、柳田国男、辻善之助らの諸見解を改めて示した。また宮地正人「国家神道形成過程の問題点」では、時期的問題について國家神道「理論」と体制は「明治初年から一八九〇年代」の長期間にわたって次第に形成されたものであるとしている。そして国家神道の確立を狙う人びとにとつて、本稿でも取り上げる久米邦武のような近代的歴史家は敵となり、政府にとつても天皇制イデオロギーの確立のためには神道の宗教的な内在的発展は望んでいなく、この構想は早くも明治七年頃からあつたと指摘している。尚、宮地氏の近著「幕末維新期の文化と情報」（一九九四）でも、国家神道の体系と教理の原型は、明治一五年に確立され、明治三三年には神社局と宗教局の一局分立によつてその機構上で確立したと言及している。

これらについて最近の研究として山口輝臣「歐化」<sup>(4)</sup>のなかの国家と宗教は、明治一七年の段階では国家と宗教の関係、とりわけ政府内におけるキリスト教に対する諸論議は「キリスト教國化を唱えるものから撲滅運動に従事するものまで存在」していたことの例を確認しながら、当時、この問題に関してはまだ広範囲にわたる意見・見解が存在し得た可能性を指摘している。

一方「信教の自由」を中心とした従来の研究には、特にキリスト教や仏教の立場からの著書、論考が多くある。そ

れらは必ずしも宗教問題のみが取り上げられているのではなく、言論・思想・学問・良心の自由という、いわば基本的人権に触れる広い分野である。その中でも幕末・明治期のキリスト問題、そして「外圧」としてのキリスト教的信教の自由思想や、政府要人の考え方などの点からみた代表的研究者には、幕末明治中期にかけてのプロテスチント教会の状勢を中心に、多角的に論じた植村正久『植村正久とその時代』<sup>(5)</sup>がある。信教の自由への萌芽は、漂流民から議論が始まつたとして天保八（一八三七年）のモリソン号事件から説き起こしている。そして明治初年の「海外留学生心得」中の、他国の宗教への改宗を禁ずる条項をめぐつての論議、これに対する政府の曖昧な処置、また宣教師ニコライ（ロシア正教）の所に参集した仙台の三〇余名の信徒捕縛事件（明治五年）を紹介している。また明治四年（一八七二）、岩倉使節団が派遣されるとこれを契機に幕末以来捕縛されていた浦上キリスト問題に対する諸外国からの抗議が激しくなり、ついに明治六年（一八七三）高札が撤去されたこと、しかしこの布告には「キリスト禁教の廃止」という表明はなく黙許であったと述べ、まさに信教の自由への重要な端緒は浦上キリストの殉教であったとする。

統いて氏は「信教の自由関係資料」として、広範囲な興味深い史料を紹介している。例えば勝海舟の「キリスト教默許案」および信教の自由説や、明治二年、キリスト教信仰故に捕縛され獄死した市川栄之助と言う人物に触れ、プロテスタント史上「日本伝道の閑門を開きし一勇士」であったとする。また森有礼の有名な信教の自由に関する建白書や明六雑誌での諸論説、その他、明治五年頃の「大隈重信の宗教改造と失敗」などを列举している。そして明治憲法上の信教の自由の箇条は「伊藤博文公の英断で、實にたいした事件であったので、欧米列国は驚異の眼をみはつたものだ。それは冒險とも冒險とも大冒險であった」と言う金子堅太郎の話を紹介する。また島地黙雷の「耶穌退治の論文」、その他幕末から明治憲法発布前後までの信教の自由について主な論点を示す史料を提示してその動向を跡づ

けている。そしてここで言う「明治憲法上の信教の自由の箇条は……伊藤博文公の英断」と「大冒険」の論は、冒頭で述べた明治政府が西欧諸国をモデルとして近代化を目指した過程において結実した成果としている代表的見解とも言える。

以上、植村氏の提示する関係史料から学んだことは多く、特にプロテスチント教会内部からの指摘は、牧師として氏の自らが生きてきた信教の自由運動への情熱を感じるところである。

幕末維新の変革期において、外的内的に迫る現実的諸問題に対応しながら伊藤博文も副使の一人として参加した岩倉使節団の体験や、その他西洋諸国から学んだ近代文明の結実として、この「信教の自由」の箇条を見る時、筆者も一つの歴史的段階の所産としてその成果を評価したい。しかし一方、同時に日本の近代国家と戦争というこれに続く過去の軌跡を顧みると、この条文が機能した信教の自由の保障条項としての弱さを目の当たりにし、どこに欠陥が始まったのかを問いたださざるを得なくなるのである。

さて先の植村氏の研究は第二次大戦以前のものであり、また提示された多数の史料は、羅列に終わっている点で、其の問題が含蓄する内容には触れられていない場合が多い。その意味からこの課題意識を更に深めるため、特にキリスト教との関係を見るためには、杉井六郎『明治期キリスト教の研究』や藤井貞文『開国期基督教の研究』、五野井隆史『日本キリスト教史』、マーチン・ゴルカット『岩倉使節団と明治初期の宗教論』<sup>(6)</sup>などの研究から学び、教えられたことも多い。

筆者は、かねてから岩倉使節団と信教の自由問題に関するところから神社非宗教論の諸説を背景に、ここでは明治憲法の条件付き信教の自由条項について再考したい。岩倉使節団との関係は、すでに拙論にまとめたことがあるので本稿では詳細を避け、幕末と、岩倉使節団が欧米回覧中留守政府とも呼ばれた時の日本政府の動向を取り上げる

ことにする。岩倉使節団の体験は大きく、帰国後の信教の自由政策や、憲法構想に影響したと考えられている。この課題を再考するに当たり、先述した植村氏が取り上げていない史料や事例、また広い分野に影響を与えた岩倉使節団関係の政府要人の体験を再検討すること、信教の自由と特にキリスト教との関係、また万国公法との接点にも留意するつもりである。

## 注

- (1) 小澤三郎「日本プロテスチント史研究」、昭和三九年、一三〇一頁。
- (2) 戸村政博「神社問題とキリスト教」日本近代キリスト教史資料一、新教出版、一九七六年。
- (3) 安丸良夫・宮地正人「宗教と國家」岩波書店、一九八八年。
- (4) 山口輝臣「欧化」のなかの国家と宗教——明治一七年——(『史学雑誌』第一〇四第一号、一九九五年)。
- (5) 植村正久「植村正久と其の時代」第一巻、教文館、一九三八年。
- (6) 田中彰・高田誠二編「米欧回覧実記」の学際的研究 北海道大学図書刊行会、一九九三年、所収。
- (7) 拙論「岩倉使節団における宗教問題——『米欧回覧実記』に見る宗教観」(『北大史学』一八)、「岩倉使節団と信教自由問題」(『日本歴史』第三九一号)、「久米邦武と宗教問題——岩倉使節団と宗教問題(その三)」(『聖心女子大学論叢』第七一集)、「久米邦武と田中不二麿の宗教視察——岩倉使節団と宗教問題(その四)」(同論叢、第七三集)、「岩倉使節団が携帯した『耶穌書類』について——岩倉使節団と宗教問題(その五)」(同論叢、八三集)。

## 一 幕末と信教の自由問題

### 「外圧」としての信教の自由

ここで「外圧」という時、いわゆる諸外国からの軍事的砲艦外交政策としての外圧、それによる日本の植民地化への危機感、特に英仏海軍の東アジア政策の問題、はたまた「外圧イルージョン」の見解など、政治・外交史分野での諸論議が活発な現在、筆者には、それについての意見を述べる力を持っていないので、ここでは、信教の自由の問題に限つて検討することを断つておきたい。

さて幕府は、開国を要求する「外圧」に対して諸論議の尽きない中、結局「通交互市」と「天主教御制禁」について「彼とはおのずから事異にして同じからず」という意見にそつて「開国」していった。単純な言い方をすれば、日本の鎖国はキリスト教禁止をもつて開始されたわけであつたから、日本の開国は、このキリスト教解禁をもつてなされなければならなかつたはずである。ところが禁教政策を行つたまま開国したところに矛盾が露見していくことになつた。

開国を求めて接近して来る諸外国は、貿易、または信教の自由のいずれかを要求するにしても、万国公法の精神を建て前としている。このような「外圧」のもと、根本的に考え方の異なる日本と諸外国が、具体的な問題に際してどのように対応したのか、まさに東西文明の衝突と折衝ということになつた。その過程で諸外国の主張する信教の自由または万国公法の精神を、維新政府はどうに受けとめ、または拒否していくのであるうか。

ところで、この時期の日本に大きな影響をもたらしたと言われている万国公法とは、近代ヨーロッパ一九世紀の前中期の国際法で、自然法主義から実定法主義への過渡期にある思想であった（井上勝生氏「万国公法」<sup>(2)</sup>）。信教の自由思想に限つて見ると開国期に主張された諸外国の主張は、まずは建て前としてでも自然法主義的、寛容的、普遍主義的性格と、反面、キリスト教中心主義のヨーロッパ文明国の利害を中心とした主張の両方を見ることが出来る。例えば、当時の外国人の見聞を見てみよう。日本は「頑として外国人の友誼と宗教と通商を拒否し、この国を啓発しようとする私たちの意図を嘲笑し、その蟻りの塔の身勝手な法律を、自然法にも、民法にも、その他あらゆるヨーロッパ的な法律や、いつさいの虚構に対立させている国家」（ゴンチャロフ「日本渡航記」<sup>(3)</sup>）で、日本の法律は非人道的で残忍である（ホジソン「長崎函館滞在記」、ペルリ「ペルリ提督遠征記」一巻、ハリス「日本滞在記」中巻）という。そしてこれから日本が国際法を踏みにじると国際法を掲げる全文明国から種々の要求が持ち込まれ（ハリス「日本滞在記」下巻、ヒュースケン「日本日記」）、それを拒否すると怒りと報復をうけるであろう（ヒュースケン「日本日記」）、例えば中国におけるアヘン戦争を見よ（ハリス「日本滞在記」下巻）と圧力をかけるのであった。

反面西欧諸国は、かつて自分たちこそが日本を鎖国に追い込んだと自覚しつつ、しかし政教一致主義の侵略とキリスト教宣教を盾に来航したポルトガル・スペインの時代とは異なつてゐると言う。そして万国公法を掲げつつ、人道主義と信教の自由を日本にも要求しようとした。例えばペリーであるが、当初日本の宗教には干渉しない主義を取り、個人的にも宗教にはあまり関心が無いように振る舞つていたが、日本人役人との会談中にはつきりと信教の自由を主張した時があつた。合衆国では、宗教の自由が完全に認められていること、この意味からアメリカ人には、他国の宗教について干渉する気持ちなど毛頭ない。しかし日本人がキリスト教を冒瀆する場合、これを容赦できない、という発言をしている（ウイリアムズ「ペリー日本遠征隨行記」、「大日本古文書 幕末外交文書 付録」）。ペリーの後継者として來

日したハリスは、ペリーよりも宗教については関心が深い（ハリス「日本滞在記」中巻、下巻）。一八五七年十二月十一日の会議において宗教の話に及んだとき、日本の第一人者に向かってキリスト教的信教の自由を宣言し、一、二、三百年前のスペイン、ポルトガル人は、武力をもつて宗教を広めようとしたが、それは過去のことである。人類はようやく、良心の自由こそすべての国を支配すべき一大原則であることに気づいたと説いた。これを聞いている日本の貴族たちの顔には、少しも不快の色はなく「宰相の穏やかな表情には、一点の陰りも見えなかつた」（ピュースケン「日本日記」）と述べ、翌年には、条約文中第八条の宗教に関する譲歩が盛り込まれたと伝えている。この条約は、安政五年アメリカに始まりその年の中にロシア・オランダ・イギリス・フランスとも結ばれ、その後年月は異なるが他の諸国とも同様な規程で結ばれていた。条文の表現はすこしづつ異なるが以下（「幕末維新外交史料集成」二巻）のようになつてゐる。

## 日本国米利堅合衆国修好通商条約

第八条 日本ニアル亞墨利加人自ラ其國ノ宗法ヲ念シ礼拝堂ヲ居留場ノ内ニ置クモ障リナシ並ニ其建物ヲ破壊シ  
亞墨利加人宗法ヲ自ラ念スルヲ妨ル事ナシ亞墨利加人日本人ノ堂宮ヲ毀傷スル事ナク又決シテ日本神仏ヲ礼拝ヲ  
妨ケ神体仏像ヲ毀ル事アルヘカラス双方ノ人民互ニ宗旨ニ付テ争論アルヘカラス日本長崎役所ニ於テ踏絵ノ仕來  
リハ既廢セリ。

また難破船に対する開港と、漂流民に対する人道的な扱いについては、日本は早い時期に譲歩していく。例えばロシアのディアーナ号の難破（一八五五年）の際には、日本人たちができる限りの援助をすべく親身の協力を惜しまなかつ

たことを、驚きつつ報告している（ワリシイ・マホフ、高野明・島田陽訳「フレガード・ディアーナ号航海誌士」ゴンチャロフ「日本渡航記」）。

ペリー艦隊来航中、その艦隊の陸戦隊員が死亡した。その葬儀に当たつて宗教の問題が出て来たが、その時の日本側の反応を次のように記す。牧師ジョーンズは「上陸するや数人の日本人役人に丁重に迎えられた。キリスト教との牧師を嫌惡するだらうと想像していたのだが、彼らは少しもそんな様子を示さなかつた。群集も集まつて来て……礼儀正しく敬意をはらいつつ」（ペリー「ペリー提督遠征記」）好奇心をもつて眺めていた。日本人から妨害されるのではないかと不安に思つていた牧師も「最初の葬式は横浜で、二度目は下田で、最後の二度は函館で行われた」が、いずれの場合でも日本人は全く尊敬を示し、親愛と敬意をもつて遇してくれたことに驚いてゐる。その後日本人と牧師は「析る」ということや「天」もしくは「神」について話し合つたという（前掲「ペリー提督遠征記」、前掲、「フレガード・ディアーナ号航海誌士」）。こうした一連の事例は、日本人がアメリカ的正統的信教の自由思想を鵜呑みにして受け入れていつたことを表してゐるのであらうか。一般に言われてゐる万国公法の、例えば信教の自由を、万国に通ずる普遍主義的、自然法として受け入れていつた初期的状況と見てもよいのか、少なくともそう理解した外国人はいたことになる。しかしこのような日本人の寛容な態度は、条件付きであり、国内に対しても別であった。これについては次に述べることにする。

### 日本の寛容主義

開国間もない頃、ペリーに限らず多くの外国人は、日本では仏教と神道が最も盛んであるが、その他の宗教を含み国民は著しく寛容であると言う（スマミス「日本における十週間」）。彼らが驚嘆するのは日本では「非常に多くの宗教が

協調し合って共存している」状態である（オールコック「大君の都」上、「描かれた幕末明治、イラストレイテッド・ロンドン・ニュース 日本通信一八五三—一九〇一」）。また「公衆の平和を害さない限り単に教則上の点だけには極めて無関心なのである」と見て、この日本の寛容主義が実は、宗教への無関心から来ている、とも見た。特に上流階級の者はみな無神論者であると指摘する（ハリス「日本滞在記」中巻、リンダウ「イスラム領事の見た幕末日本」、ゴンチャロフ「日本渡航記」）。しかしこの見解は次第に変化して、日本人は宗教観も無く、彼ら自身「善い宗教を持つていない」と認めていて、このごろでは人びとはなぜ宗教を選べないのか（ホジソン「長崎函館滞在記」）という疑問さえも持ち始めていると言う。このように日本人は他国には見られないほどに宗教的寛容を持ちつつ、一方では宗教的無関心、無神論の立場になると外国人は理解したのであった。一方、幕府は開国が進むにつれ、人道主義的理解には同調しても、西欧諸国のキリスト教主義的文明国の利害を見ぬき、人権としての信教の自由思想への懷疑を深めて行くのであった。

### アジアの植民地化とキリスト教への警戒

文久（一八六二）年、高杉晋作が幕府の御小人目付の従者として上海へ派遣された折のことである。上海出発前、高杉は長崎に滞在した。崇福寺にて宣教師のフルベツキやウイリアムズに会い談話している。特にフルベツキは安政六（一八五九）年以来、長崎奉行所の英語伝習所や済美館で英学を始め、万国公法などを幕末維新时期に活躍した多くの藩士たちに教授したことでも知られている。高杉は、この有名な教授から広く世界の動きを聞きながらも、「談蘭ルニ隨ヒ、彼レ頻リニ邪蘇聖教ノコトヲ語ル。予聞ヲ欲セズ。因去ル。〔予、彼〕二人日本語ヲ学バント欲スル、何トモ怪シ。其心中推シ謀ルニ、邪蘇教ヲ日本へ推シ広メンコトヲ欲ルナラン。要路ノ人実ニ務坊有リ度キコトナリ」<sup>(4)</sup>とキリスト教に対する警戒心を忘れない。上海に渡つてからも高名な宣教師らを訪ね、病院では宣教師が「病を以て此

の教に入らしむ。是れ教師の教を外邦に致すの術なり。我邦の士君子予防あらざるべからざるなり」と同じく警戒を続ける。また上海がすっかりイギリス、フランスによって植民地化されているのを目の当たりにして、万国公法を掲げて、宗教を広める宣教師と西歐列強の戦略とを重ねて見たのであった。一八五〇年から六〇年代の清朝において頻発していた反キリスト教運動、いわゆる「教案」と呼ばれている諸事件についての情報は、渡清した高杉ら日本人の耳にも達していたに違いない。<sup>(5)</sup>

高杉は清人から、何の教えを尊崇するのかと聞かれ、士民みな、天照大神を尊崇していること、人を教えるのに忠孝の道をもつてし「天照太神と孔夫子と異なるに非ざるなり。故に我邦の人、天神の道に素づきて孔聖の道を学ぶ」と答えた。日本人として天照大神を先ず表明していること、東洋人として孔子の教えに学ぶことを述べている。決して耶穌教ではないのである。そして「我日本ニモ速ニ攘夷ノ策ヲ為サズンバ、遂ニ支那ノ覆転ヲ蹈ムモ計リ難シト思シナリ」と何度も記している。「天照大神」と答える高杉に、個人的信仰としての宗教よりも、憂國と結びついた國家主義的宗教観を強く感じるところである。

このように当時、植民地化されていく清国やアジアへの渡航体験とその情報を得た多くの日本人たちは、高杉に限らず西欧への不信と国家的存亡の危機感を強めることにもなつていった。<sup>(7)</sup>

また万国公法についてジャニン・ジャン氏の研究によると、日本に大きな影響を与えたマーティン訳『万国公法』<sup>(8)</sup>は北京で上梓された翌年の慶應元年（一八六五）日本でも開成所によつて翻刻された。マーティンの翻訳動機が、宣教活動にあつたこと、この翻訳を通して「神を認めない〔清国の〕政府に、神とその永遠なる正義を認識させ中国人に何らかのキリスト教の精神を伝えようという神意の配慮があつた」と言う。この意図を見抜いた日本人たち、特に神道思想家たちはキリスト教のゴッドを日本のカミに置き換える試みをする事になる。この動きは一八六〇年代の

尊王攘夷論が盛んになつていく頃より、維新以後、「浦上四番崩れ」とも呼ばれるキリスト問題との対決において最も活発化するのである。この点については後に触れる予定であるが、小畠進「切支丹探偵 安部真造<sup>(9)</sup>」やジョン・ブリーン「国学者大国隆正の天主教観——外来宗教受容の一形態<sup>(10)</sup>」などで取り上げられている。

さて一般の人びとはキリストについて、いわゆる江戸時代を通して語り伝えられた魔術的な邪宗門觀や、奪國論を持つていた。また宣教師再来を聞いて「一、三〇〇年前のポルトガル人教法を九州にひろめて大混乱を醸し天草島原の一挙より遂に大兵を動<sup>(11)</sup>」かしたこと昨日のように思い出したのであつた。鎖国時代の教育の結果とも言えるが、先に述べた高杉ら幕末の志士たちが、清國の覆轍を踏まぬよう警戒する中、人びとも、アジア近隣諸国で展開されている列強の植民地争奪戦の風聞に対する不安とキリスト問題を重ねて見ていた。例えば「僧官（宣教師）より事起り戦争いたし……安南<sup>(12)</sup>」国のことや、やはり宣教師殺害が契機となつた朝鮮の戦争の例を引いて、日本でもキリスト教の奪國論に対し「洋僧を暗殺<sup>(13)</sup>」すべし、などという風聞があると指摘する。この警戒心はあながち「外圧」からの役人の逃げ口上だけではなかつたのである。

### 「浦上四番崩れ」

条約締結後、安政六（一八五九）年になると、居留地を中心に諸外国公使と共にキリスト教各派の宣教師たちがぞくぞくと来日した。長崎にもカトリック宣教師プチジャンがやって來た。大浦天主堂を建立（一八六五年）したのをキッカケに、キリストの子孫と名乗る多くの男女が宣教師の所に密かに現れ、信仰を表明し、礼拝にやってくるようになった。<sup>(14)</sup>それに応えて宣教師も隠れて居留地外の村人を訪問教導するようになつた。この動きが顯著になつてくるのは、キリストたちが「死者を弔う<sup>(15)</sup>」時、仏葬を拒否し自葬を願い出るという大胆な行動に見られた。こうした多数

のキリスト教の出現は役人や村人たちの驚きと反感を買い、訴えられた。外国人たちのキリスト教の葬儀には敬意をもつて参加した幕府役人や人びとは、キリスト教たちには寛容ではなかつた。慶應三（一八六七）年、幕府はいわゆる「浦上四番崩れ」と呼ばれる六八名の浦上地方のキリスト教徒総検挙を強行したのであつた。

ところでこの「浦上四番崩れ」を中心としたキリスト教問題について触れておこう。この分野における代表的な研究としては、先ずフランシスク・マルナス『一九世紀後半に日本で復活したイエスの宗教（耶穌邪教）』<sup>(16)</sup>がある。ここではキリスト教問題、特に「浦上四番崩れ」を取り上げ、西欧キリスト教主義の立場から見た日本における信教の自由の問題を扱つてゐる。史料として外国宣教会の活動報告書、書簡、カトリック教会記録文書、西欧諸国の外交文書や議会議事録などを中心に、主に外国人宣教師がとらえたこの事件の事実関係、経過を復元し、そこでの論点を示し、また、当時のヨーロッパ諸国新聞などによつて当事件と諸国世論の反応などを提示してゐる。また、この著者がキリスト教徒の立場を補充する史料収集のため来日した折の（一八八九、一八九一、一九〇八年の三回）カトリック司教、宣教師、各会男女修道士の「口伝え」なども使用している。

日本におけるカトリック再宣教が、一八四四年、パリから琉球へ派遣されたフランス人宣教師フォルカードによつて開始されたこと、また開国間もない日本と諸外交団との信教の自由の問題交渉過程を明らかにし、また岩倉使節団派遣を契機に、信教の自由への第一歩として「高札撤去とキリスト教默認」に至つたことを述べてゐる。特に当事件の外国語史料の紹介と、この事件が日本ばかりでなく、琉球、朝鮮、上海、香港など広くアジア地域と関連してゐること、ひいてはヨーロッパ列強世界の動きの中で取り上げられている視点など、その貢献は大きい。

このマルナスの著書を土台として、日本側の公文書または、キリスト教徒側の史料を併せて、日本人の立場から当事件を報告したのが、浦川和三郎『日本に於ける公教会の復活』や同著者『浦上切支丹史』である。またこの浦

<sup>(18)</sup>

川論考を公文書をもつて相補うことを著者の意図とした姉崎正治「切支丹禁制の終末」のもの、さらに片岡弥吉「浦上四番崩れ」や同著者「日本キリストン殉教史」<sup>(20)</sup>は、キリストン関係史料をより詳細に発掘調査を重ね、特に氏の個人的な体験を含め、生存する信徒たちを訪ね、その貴重な体験を調査収集し、キリストン信徒の信仰表白の事情と、苛酷な弾圧に耐えながら信教の自由運動を貫いた頃末を集成している。この史的研究成果によつて、日本近世から近代に及ぶキリストン弾圧と信教の自由の主張の全容を知ることができる。

### カトリックとプロテスタンント

キリストンの純粋な信仰の自由主張に対し、曖昧で条件付きの日本の寛容論に関心を示していくのが、幕末のフランス公使ロッシュであった。キリストン問題について「私は急ぎ大君政府に対し、本件より生ずる忌むべき結果を阻止するための交渉を行いました。私は御老中の気持ちが寛容であることを知り、心を打たれました」と幕府の寛容さを述べ、信教の自由の問題には触れずに、宣教師の居留地外の布教を戒め、自葬を主張するキリストンは、日本の法の手続きを拒否したと伝えるのみであった。当時、宣教についてカトリックとプロテstanント、またはロシア正教など、各派方針の違いがあり、また同じ国であつても宣教師とその国の公使や、政府の主張は必ずしも一致しなかつた。またアメリカから日本に入つて来た宣教師と、ヨーロッパから中国を経てその延長として来日した宣教師らの行動と見解はしばしば異なるものが多くた。その中でも大きく分かれる点は、プロテstanント諸派とカトリック側とのラバル意識と判断の違いだつた。故に先述した「浦上四番崩れ」は、カトリック教徒の事件であり、よつて他派の関心と判断には相違があつたのである。<sup>(21)</sup>

カトリック宣教師ブチヤンは、幕府に対しキリストンは法を拒否したこともなく、挑発的でも反乱者でもない。

宗教弾圧に対するは良心の義務として抗議することは当然であること、そして彼らに信教の自由を与えて欲しいと訴え続けた。このようなブチジヤンを、他派の宣教師や領事の何人かは冷ややかに批判もしていた。<sup>(24)</sup>しかし、外交団のおおむねは、宣教師が居留地外で宣教したという条約違反は事実であるが、とは言えこれは聖職者としての活動であり、それは良心の問題として許されるべき」と主張した。

## 注

- (1) 前掲、戸村「神社問題とキリスト教」、三〇頁。
- (2) 井上勝生「万国公法」「開国」日本近代思想大系一、岩波書店、一九九一年。
- (3) 拙論「来日外国人の見た幕末維新——特に信教の自由をめぐって」(『宗教と文化』一六、聖心女子大学キリスト教文化研究所、一九九五年)。
- (4) 「遊清五録」「開國」日本近代思想大系一、「長崎 留雜錄」、岩波書店、一九九一年。
- (5) 同右、「上海淹留録」二一八一九頁。尚、小澤三郎「幕末明治耶穌教史研究」には、上海に渡った高杉が宣教師ミューアヘッドと会見したことが少し触れられている。
- (6) 同右、「続航海日録」一二二六頁。
- (7) 松沢弘陽「近代日本の形成と西洋経験」(岩波書店、一九九三年)を参考にした。
- (8) 「万国公法」成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって(『翻訳の思想』日本近代思想大系一五、岩波書店、一九九一年)。
- (9) 新地書房、一九八五年。
- (10) 「日本歴史」九月、一九九五年。
- (11) 「統通信全覽」二七卷、四八一頁。
- (12) 「幕末維新外交史料集成」第二卷、五三頁。

- (13) 同右、八九頁。
- (14) 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『アチジャン司教書簡集』一九八六年、六八八頁。
- (15) 「幕末維新外交史料集成」第一巻、五三三頁。
- (16) フランス語の原著は FRANCISQUE MARNAS, LA "RELIGION DE JÉSUS" (IASO JA-KYŌ) RESSUSCITÉE AU JAPON *Dans la seconde moitié du XIXe siècle*, Paris, 1896.
- (17) 同著の邦訳は久野桂一郎「日本キリスト教復活史」みすず書房、一九八五年。
- (18) フォルカード、中島昭子、小川早百合訳「幕末日仏交流記」中央公論社、一九九二年を参考。
- (19) 原著、一九四二年発行。
- (20) 図書刊行会、一九二六年。
- (21) 「浦上四番崩れ」筑摩書房、一九六二年、「日本キリスト教歴史」時事通信社、一九七九年。
- (22) 例えれば以下のようなものがある。「守山甚三郎の覚え書」(二十六聖人資料館所蔵、一九六四年)、高木慶子「高木仙右衛門覚書の研究」中央出版、一九九二年。
- (23) 前掲「日本キリスト教復活史」、三三一頁。
- (24) 例ええば CMS 文書 (PROCEEDINGS OF THE CHURCH MISSIONARY SOCIETY FOR AFRICA AND THE EAST, SEVEN-TV THIRD YEAR, 1871~1872 CHINA AND JAPAN MISSION, LONDON) は英國教会宣教会史料であるが、幕末明治初期の日本の状況をしらべるにしても、その観点はカトリックのそれとは異なっている場合がある。
- (24) A・ボーデン・フォス美弥子訳「オランダ領事の幕末維新 長崎出島からの手紙」新人物往来社、一九八七年、一四二一、一五四頁。

## 二 維新政府とキリストン問題

江戸幕府が崩壊して維新政府はキリストン問題を引き継いだ。条約締結後、踏絵制度は廃止されていたが、明治元（一八六八）年四月、改めて五倍の高札によるキリスト教禁止令が掲げられた。いわゆる高札第三札はこの中に含まれているもので、

一、切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出御褒美被下事<sup>(1)</sup>

というものであった。ついで五月、外国公使らの要求により、政府は邪宗門とキリストンを分離した高札を出す懷柔策を取つた。

一、切支丹宗門ノ儀ハ是迄御制禁之通固ク相守事  
一、邪宗門ノ儀ハ固ク禁止候事。<sup>(2)</sup>

さて、ここでは維新政府によつてキリスト教は何故禁止され、さらに六年後、何故解禁（高札撤去）されたのか、といふ問題を取り上げてみる。その理由を、片岡弥吉氏や海老澤・大内両氏は次のようにまとめている。キリスト教禁止の理由は、第一に維新政府の基礎が弱く、伝統的キリスト教邪教觀が根強い。当時、これを解いた場合、攘夷思想を

もつ人びとや国民の各層の人びとから不評を買うのを恐れたこと、第二に明治政府の思想的道德的立場から神道をもつて国民教化の支柱にしようとした、という点である。

そして六年後、キリスト教が解禁された理由として、第一に神道教化政策の失敗と、第二に岩倉使節団の条約改正交渉を機に、外国に対して「友誼」と言いながら禁教しているとの矛盾、国内においては「文明開化」を唱えておきながら、「信教の自由」を認めないと、矛盾が表面化した、という点である。この第一の理由について、神道教化政策が失敗したからと言つて、神道主義政策が中止された訳ではないので、その後の神道家たちと、政府の宗教政策の変化が問題となつてくる。それだけにその後の政策に国外体験をして帰朝した岩倉使節団の影響は、どのようなものであったのかが問題となるのである。

つぎにこの明治元年から六年までの対キリスト教政策転換に關わる、信教の自由の問題に焦点をしばつて、検討してみよう。

### 邪宗門觀

当時一般民のキリスト教に対する見解はどのようなものであったのか。それは「貧人には金をあたえ、奇を好むものに怪事を行ふて誘引し、或は教会……の情より引入する故に暫時に百人二三百人の徒ができて、領主地頭の嚴命を用い、人倫五常を乱すにいたる。実に恐るべきの至りなり。ある間牒が、浦上村にて耶穌教師が説法するのを縁の下にて聞きしに、我宗門に入りて教のこととを信ずるのは、天堂に生れて永福を受くべし、神道儒道仏道を信ずるものは地獄に墮してなぐく苦をうく」と言うような、いわゆる鎖国期を通して語り伝えられて来た魔術的な奪国論であり邪宗門觀であった。中央の政府も諜者を使って各地のキリスト教徒の動きを探索させている。

『維新日誌』を追つてみよう。明治二年四月「耶蘇教御開宗ナト流言、僧徒動搖致候趣其起源篤ト探索確証ヲ嚴重取締候様刑法官へ沙汰之事<sup>(5)</sup>」とあり、キリスト教が解禁されると言う流言で動搖する僧侶はもちろん、民衆の様子が窺われる。明治二年五月八日には「河合縫殿助等乱逆ノ事<sup>(6)</sup>」として「……自訴三人之者召出シ、追々聞糺候處、彼逆徒共唱候説ハ、方今朝廷ニ於テ奸臣共耶蘇教開宗之勢、逐日益ニ成行候、苟モ忠誠之志アル者、豈黙々トシテ已ム可ケンヤ、依之有志之者義ヲ唱ヘ兵ヲ挙ケ……」と乱逆の原因を自供しているが、それがキリスト教攻撃の武力を持つての行動だけに、人びとの中に邪宗觀が相当根強く広がつていたことが推察される。

以上は「議政官日録」に見られる記録であるが、この下局はその後設置された「公議所」に引き継がれた。「公議所日誌」には、明治二年五月十七日から二十二日まで数日にわたつて議論された「天主教ヲ駁<sup>(7)</sup>ノ議」の記録がある。ここでの発言者は、藩主が藩士中から指名した人びとから成つてゐる議員であり、「議員はその全部といつてよい程、近代的知識に全く欠けていたと考えられるし、また藩の執政參政中から選ばれたものであるから、彼らの態度が、きわめて保守的であつたろうことは想像するに難くない」と評される人びとであつた。果たして彼らの意見は「天主教ヲ駁<sup>(8)</sup>ヲ可トスル者」二十四名——これら合わせて約四四名によつて代表されるもので「……我国元來天主教ハ嚴禁ナリ、嚴刑ヲ用ザレバ芟除シ難シ。……元來条约ニ踏絵ヲ廢スル事甚惡シ」という古則に復する主張であつた。「嚴刑ニ行ハシ事、王政ノ仁惠ト云可ラズ〔中略〕速ニ我ガ神儒ノ道ヲ以テ、懇切に切諭シ、邪宗ニ迷溺スルモノヲ改宗サセ」「死刑ハ却テ宗旨ノ意ニ適フトスル故死刑ニセバ大害ヲ生ゼン」「大小学校ヲ盛設シ、教力を厚フスレバ累年ノ後、愚民モ自然革面スベシ」「嚴刑ヲ加ヘバ不教ノ民ヲ殺スノミナラズ各国ノ憤患ヲ生ジ人心ノ騒擾ヲ醸サン」と外国の圧迫を警戒しながらもその教化策を強調している。

上述のように、ほとんどが保守的傾向の評論の中で、やや開明的なものと思われるのは「人々心ニ信ズル事ハ政府

ノ威權モ制スル能ハズ」と論じ教化に害がない限りは禁するにも及ぶまい、といったたった一人の意見に過ぎない。

明治二年七月八日、公議所の後身として集議員が設立された。「集議院日誌」に関係記事を拾つてみると、主に神祇官をめぐつての教化政策の記録が見える。明治二年十月七日「宣教使設置並氏子改法則の事」<sup>(9)</sup>によると異教取調方法として「氏子改メ」の法を設けて、一定の規則を定めたい希望や、教化の為の宣教使は、どのように選ぶか、学校を設けて教えを施す方が良いとか、踏絵の法を復活させた方がよい、という意見もある。当時の政府役人たちは、概して近代的知識に欠けていたのであり、「信教の自由」そのものへの理解は、極めて不十分であり、またその主旨を誤解する事が多かつたのである。

### 政府要人と神道国教主義

前節でみたように根強い邪宗門觀が一般化している中、かたや進取的学者たちによって、明・清の天主教書や洋学研究が進められ徐々にキリストン邪宗門觀が打破されつつあつたことは、既に海老澤氏の研究<sup>(11)</sup>によつて明らかになつてゐる。しかし洋学者たちの研究・および思想的動向は、筆者が取り上げようとする明治初年の政府要人たちには間接的影響のみと推察されるので、ここではあえて取りあげないことにした。その政府要人としては、特に岩倉使節団と深く関わつた人物、岩倉具視・木戸孝允・大久保利通・伊藤博文とその関係者に限つて見ることにする。

後に司法理事官として岩倉使節団に同行した佐々木高行は「長崎は開港地であるから近辺では……兎角幕府の耶穌教徒に対する態度が寛大であるといふ処から、各藩士より無理やりに迫つたのであるが、さう甘くも運ばず……所謂画責であつて奉行の立場からすれば、随分苦しい事であつたらうと思ふ」と当時を回顧している。政府は、明治元年二月澤宣嘉を九州鎮撫総督として長崎に送りその任に当たらせた。

さて明治元年四月二十二日、浦上教徒処分問題につき議定・参与・徵士ならびに在京諸侯らに意見を求めた。その諸意見の内容は、翌日の二十三日「耶蘇教処分ニ関スル太政官諸局會議々事錄」<sup>(14)</sup>によると「不容易事件故通信ノ国即チ仏國へ一々相談シ而後、御処置無之候テハ恐クハ大害ヲ生ジ……」（駿河守・正親町三條、その他計五名同意見）、「何分此義ハ重大之事件、仏國ノ内情モ如何ト存候」（越前守）、「実ニ不容易事件故、外國ノ情実ヲ熟知致候人才ヲシテ、彼ト細議シ万國ノ公法ニ隨テ之ヲ処置可然ト奉存候」（峰須賀阿波守、その他三名）とフランスや万国公法を意識した意見であつた。以上は從来からある、やや外國の動きを知つていて、むしろその「外圧」を恐れている者の危惧が現れている見解であつた。

これらの意見と比べて、他に七人の賛同を得た大原重徳中納言の意見は目立つてゐる。「神國ノ有ガタキヲ申シ諭シ正道ヲ知ラシメ遂ニ化セサル者ハ刑ニ処シテ可ナラン、外國ヘ談判ニ及ヒ様ハ宜カラズ……我國法ヲ犯シ候儀ヲ告諭シ、不得已如比处置致候儀ヲ告諭シ其処置ヲ憤リ軍艦差向候ヘハ、彼局ニシテ、我道ナリ……余り後ノ危難ヲ相省ミ候ヘハ却テ、國辱ヲ受候ト奉存候」と言うもので、後に触れる大隈重信の強硬策とは、やや異なつてむしろ歴然とした皇政維新と神道国教主義による民心統一を主張するもので、そこから引き出されるキリスト教觀も、強い伝統的邪宗門觀に基づくものであつた。この大原は、その父が公議所の議長、重徳自身が集議院の上局長官を務めた公家の出身者である。彼の意見に賛同した者の中には岩倉具視の名が見える。

### 岩倉具視

先に見たように政府要人の中でも、最も伝統的キリストン邪宗門觀をもち、その偏見から神道国教政策に最も障害となるものはキリスト教である、と判断したのは岩倉具視であつた。明治二年一月「会計外交ナドノ條々意見」の中

で「外国ノ事」について論じ、ついで「耶蘇教ノ如キ尤断然死ヲ以テ拒カスンハアルヘカラス彼毒一タヒ皇國ニ伝染セハ国拳テ遂ニ彼ノ奴隸トナルヘシ宜ク断然之ヲ拒キ縦令兵端ヲ開クニ至ルモ亦決シテ一步ヲ退クヘカラス」と述べているが、この考えは明治三年一月十八日、維新政府のキリスト教徒迫害に対し、英仏米蘭各国公使たちが、会見と談判を求めたときその座上での岩倉の答弁に最もよく現れている。英國公使パーカスの浦上教徒流罪についての質問に対し、岩倉の答弁を要約すると、我国のように国民が唯一個の宗教を奉じてゐる所では、新に他の宗教を入れて混亂を惹起するのは國家の乱れる基である、禁教の目的は宗教そのものを排斥するのではなく、徒党を組んで争乱を起こす恐れがあること、と述べておきながら一方キリスト教徒であるという理由をもつて処分したのは事実だが、彼らは祖国の宗教を蔑視したためであると述べ、国民はキリスト教の入るのを喜ばない、我国の政府は独裁專制で神道の上に基盤を置いている、と主張した。

また、岩倉は明治三年八月の「國体照明政體確立意見書」の中で「大ニ宣教ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシムヘキ事——祭政一致之旨——…彼ノ耶蘇ノ徒ノ類ノ如キ大ニ之ニ異ナリ独リ幽道ヲ論ジテ顯事ヲ輕シ妄リニ福音ニ馳セテ以テ政体ヲ蔑如ス……」と断言している。

### 大久保と木戸

このように皇國專制・神道國教主義を強く打ち出し、キリスト教には伝統的な邪宗門觀を持つ岩倉に対して、木戸・大久保はどうであろうか。両者ともキリスト教には関心も無く、邪宗門觀においては岩倉らと同じであった。そして何よりも秀吉の禁教令以来、伝統的に強調されてきた奪國論としてのキリスト教の再来を危惧していた。

もし大久保と木戸とのキリスト教觀に差があるとすれば、大久保はその伝記にもあるように、父親が「神を敬ひ仏

を信ずること深かりしが、利通もまた幼時より敬虔の念甚厚く、父が絶島に謫せられし後は、父に代りて松原神社其<sup>(18)</sup>他に詣づること数年一日の如く、曾て之を廢せざりき」と有るよう、日本の伝統的神仏への敬虔さから、異教への反発が強いと言えるかもしれない。しかしやはり奪国論としての危惧は常にあり、国内の基礎が確立していない時期に立つて、深刻な不安を持つていたと推察される。

先に触れた元年四月の「耶蘇教処分ニ関スル太政官諸局會議々事録」によると、大久保の発言は次のようなものであつた。

耶蘇教尊信之者御处置之儀別段見込も無御座候得共何連ニ致し候ても不容易御訳ニ而断然御处置之上仏國ヨリ如何様申立候も難圖亦其儘遷延致候而者長崎表ニ於て艸莽之士等より誅戮ヲ恐加ル向け（ママ）儀之候得者御国体ニ相抱リ両様御大事之儀ニ候就而者今日之処條理ノ上ニテ御裁決被為在候外有之間宗旨（ママ）各国も參戦端ヲ開候例不少近ク朝鮮國之先蹤も有（ママ）邪宗之盛ナル口て（ママ）國之教師日本語ヲ学ヒ機ヲ見テ這入ラントテ御处置無御座候而者追々邪宗蔓延イタシ候得者内地人民ヲ御セラレ……。

となつてゐる。大久保がこのように朝鮮國の状況にも触れて、外国や宣教師の動きを恐れるのに対し、木戸孝允は大隈重信の外国の知識と開明的な大胆さに影響されて、元年四月二十五日の會議の結果、相当な嚴刑主義のキリスト教徒を下した。以下がそれである。

教徒の巨魁を長崎に於て厳罰に処し余党三千余人を尾州以西十万石以上の諸藩に分配監禁し、藩主に生殺の権を

与え厚く教諭を加えしめ、なほ已むを得ざる場合はその首魁を処分し、七年間は一口半の扶助米を支給してその巣窟を根本的に一掃する。<sup>(20)</sup>

というものであった。この案に対しても参与小松清廉が三条に具申して「已魁を嚴罰に処するのは穩當で無い……各藩に分預すべき」と外國を恐れ主張し、その説が容れられたのを聞いて、木戸はその軟弱な当局の態度に少なからず失望したと言う。その結果、七月には浦上キリストンのうち主だった者一一四名が萩、津和野、福山へ配流（政府は处罚ではなく教諭のための「移送」と表現している）となつた。

嚴罰論者の木戸は、耶蘇教の魔術的邪宗門觀から来る（古さ）ゆえの毛嫌いかもしれない。大久保と同じ奪国論への警戒と重ねて、開明派官僚として、封建的割拠体制を崩し中央集権的文明国建設の構想を持つ木戸にはこの（古さ）故に拒否することも考えられるのである。しかし外國についての知識や洋行経験が無く、また宗教への無関心さから、彼にとって把握しきれない問題だけに不安があつた。このような時、大隈重信に会い、彼の対キリストン強硬的政策を聞かされ、大いに共鳴するところがあつた。木戸のこの頃の日記に「長崎耶蘇等の事件長論十字より四字に至る其所以は我論を曲ざる也大隈尤耶蘇之論を愉快に談す」と書いている。<sup>(21)</sup>

### 大隈重信と井上闇

当時、参謀として長崎へ派遣されていた井上闇多は大隈重信も参謀に推薦し、キリストン問題を取り扱っていた。両者とも幕末から維新期、フルベッキに師事したことがあり、宣教師からキリスト教や万国公法を学んだことがあつた。キリストンの中には「十六、七才の少女でさえ『私共は何も悪い事をもせず、御年貢も怠らず納めている、只真

の神を拝する事さえ御許あらば、何事にも服従します」と、臆せず憚らず陳述した<sup>(24)</sup>ことには井上も驚きもあまし  
ていた。英國公使パークスとキリスト教問題で大議論となつた時、パークスが信教の自由を説くあまり、木戸に対し  
て暴言をはいた。この時大隈がパークスに向かつて「西洋諸国に信教の自由なる事は素より承知しているが、日本國  
民が神道を信ずる事は敬重せねばならぬ。信教を異にした国が他教を禁じて流血の慘を見た事は西洋諸国にも多くあ  
る所で、英國にもその例がある」(久米邦武「久米博士九十年回顧録」)と喝破し、外交団を相手に「わが國民に対する  
切支丹禁制は単に国内法であつて國際法に關係がない」「内政干渉である」と激しく渡りあつたことは知られている。  
とくに大隈は、後にそのころを回想して「余は自ら其の局に当たり各國公使団と談判を為したる事ありしが、彼のフ  
ルベッキよりして学び得たるキリスト教の知識は、その時余に向かつて少なからず利益を与えたり。余にしても其の  
知識なりせば、或は漫にキリスト教は邪宗なり、魔法なり、との言語をもつて反対を試み、彼等各國公使をして日  
本政治家の無学無知を嘲笑せしめしや知るべからず」と述べている。

先にみたようにキリスト教に対して強い邪宗門觀を抱いている岩倉、大久保、木戸ら政府要人と比べると大隈はキ  
リスト教の西欧文明に果たした役割を知っていた。しかし当面は、諸外国の信教の自由の要求をいかに屈服させるの  
かの問題であった。パークスの説く、文明各国に行われている信教の自由・万国公法の「理」も、西欧諸国の歴史の  
中に戦わされてきて成り立つたものであることを大隈は認識していたのである。

明治三年、大教宣布によつて神道主義が打ち出されると大隈は、神祇省の御用係となつた。「余の信ずる所を忌憚  
なく言はしむれば、あへてキリスト教と言はず、亦敢て仏教と言はず儒教といはず、日本民族の力に依つて世界的宗  
教の大成必ずしも期し難きことではない」と言う。<sup>(25)</sup>開明主義者として、今ある「新しい」「進歩的」な宗教でさえも  
組み込みより進んだ次元で世界的宗教の合同一致の構想を持つに至つた。このことについては大久保も木戸も賛成し

(28) た。そこで中村敬宇に相談したところ全く反対されてしまったと言う。中村についてはここでは取り上げられないが、プロテスタントに改宗していた中村の宗教観との衝突は当然であつたろう。結局、大隈は中村の説に同意し「宗教は自然に任せた方が宜しい」(29) ということになった。

### 外国人の助言

実際のところ、維新政府にとって旧幕府から引き継いだ捕縛キリストンらをどのように扱うかは悩みの種であったらしい。(30) キリスト教諸国からの抗議に直面し、国際事情に疎く外交交渉の経験もない維新のリーダーたちは困惑した。アーネスト・サトウは、意見を求めて来た木戸孝允や森有礼に、まず穩便な方策を取ることと、時々外国公使らへ長文の覚書を送ること、キリスト教諸国新聞の威力を知つておくことなどを助言した。(31)

明治二年、政府は顧問モンブランから「宗教」政策についての助言を得ている。森はこの人物について批判的であったというが、モンブランの助言内容は、信教の自由を説いている。しかしこの思想はヨーロッパ諸国に古来からあつた訳ではないこと、それを忘れて外国人公使たちは日本に干渉をしていると指摘している。そして日本でも漸次、政教分離政策を取つていつたら良いと勧めている。また信教の自由も当面「默許」が良いこと。そして宣教師にみだりに日本人を宗教に引き込まないよう注意すべきことなどを述べている。当時の日本政府のキリストン政策がこの助言にほぼそつたものであることは興味深い。そして浦上キリストン各藩配流の折も、その政府の意図を外交団に説明する役として、モンブランを起用している。

同じ明治二年、先に触れた大隈の所にいわゆるフルベックの「ブリーフ・スケッチ」という（日本政府要人による米欧視察案）が届けられていた。詳細な意見書の中には、この宣教師が最も強調したかった提案の一つである「キリ

「スト教視察」という項目がある。キリスト教が邪宗門ではないこと、むしろ文明諸国の建国の精神であり良い影響をあたえていることを見て、日本にも早く信教の自由を施行することを願うものであった。明治三年には浦上・五島以外の地、例えば横浜居留地などでキリスト教活動をしていたプロテスチント教徒も逮捕されていた。フルベツキから洗礼を受け、そのもとで学んだことのある清水宮内や二川一騰らが逮捕された。<sup>(33)</sup> 明治三年三月十一日、この件を記している書類の欄外に「フルベツキは人を宗旨に惑わすものに非ずとの説あれ共相違なる事明白なり」と注意書きされている。また、ここでは触れられないが当時の長崎における真宗の破邪僧とフルベツキとの論争については徳重浅吉『維新政治宗教史研究』、海老澤有道『維新変革期とキリスト教』や杉井六郎『明治期キリスト教の研究』に詳しい。

ところで明治四年、岩倉使節団の下敷きとなつたこの「ブリーフ・スケッチ」に述べられていたキリスト教視察の項目が後に削除されてしまつてはよく知られている。両者対立状況下にありながら顧問にもなるという宣教師と政府役人とがこのような関係になり得たのが、この時代の特徴であった。また明治三年ドイツ公使は、ヨーロッパ諸国における近年の宗教政策の諸例が記されているもの——例えば「トルコ国法下、キリストン（キリスト教）宗徒が厳罰に処せられた時、英仏公使との交渉によりそれを改めさせた例」などを、日本政府に提出している。こうした外国人と政府役人との関係を、ある宣教師は次のようにとらえている。

日本政府はヨーロッパ諸国の代表者との関係をどう考えているのでしょうか。同政府はこれらの国に文明を学びに行くなどと豪語したり、これらの国の産業や学問を取り入れてはいるのに、これらの国の信仰を共にしてはいる者を投獄しています。奉行は宣教師に日本の通訳にフランス語を教えてくれと言ひながら、宣教師がフランスの宗教を教えた者を迫害しているのです。<sup>(35)</sup>

と言う。

一方、外国公使らのこうした宗教の自由についての勧告に答えたものとして次の様なものもある。「文明開化の国は大道を講ずるまでにして、宗門の如き瑣末論に付ての争なしと。故に歐羅巴各政府に於ては、其人民好む處に隨ひ、宗門を自由に信ぜしめ、妨害することなし。其故は、瑣末の事にして、士君子の力を悉すべき程の事にあらざれば也」と云へり<sup>(36)</sup>と自由という意味を誤解して、つまらぬこと、と解しているものもあった。

以上、明治初年政府は高札第三をもつてキリスト教禁教政策を取つたこと、このような政策の背景となつていたのは、強い伝統的邪宗門觀と奪國論觀であり、これは当時の一般的なキリスト教觀でもあった。また、幕府から引き継いだ問題であった浦上キリシタンに対し厳刑処分が行われると、政府に対する諸外国公使から強い反対が起き、同時に万国公法のもとに宗教の自由に関する問題も取り上げられるようになつていった。

また政府要人らのキリスト教觀を大別すると三つの傾向が有る。神祇省を中心とした伝統的邪宗門觀を持つ神道主義者の岩倉や大原重徳たち、伝統的奪國論から外圧を恐れる太久保など、開明主義者としてキリスト教には一応理解は示すが、新宗教創出を考える大隈・木戸らのものである。冒頭で述べた「神社非宗教論」については、この時期にはまだ見られない。それだけにこの考え方を持つ政府要人らが、岩倉使節団として外地に赴いた時、国内でのそれ以上合上、次号にて論じたいと思う。

## 注

- (1) 「大日本外交文書」一卷一冊、五四六頁。
- (2) 同右、六四四頁。
- (3) 海老澤・大内三郎「日本キリスト教史」、日本基督教団出版局、昭和四五年、一六〇頁。
- (4) 「崎陽茶話」(『明治文化全集』宗教編)七頁。
- (5) 「維新日誌」三卷、一一九頁。
- (6) 同右、一二一頁。
- (7) 同右、一二二一三頁。
- (8) 稲田正次「明治憲法成立史」上卷、五〇頁。
- (9) 「維新日誌」三卷、二六〇頁。
- (10) 稲田正次「明治憲法成立史」上卷、四八頁。
- (11) 海老澤有道「南蛮学統の研究」創文社、昭和三三年。
- (12) 「勤王秘佐々木侯昔日談」、四八〇頁。
- (13) 「明治文化全集」正史篇、二五頁。
- (14) 「大隈文書」(A官関係文書、R一一一、宗教)
- (15) 「岩倉具視関係文書」一卷、二二五頁。
- (16) 「大日本外交文書」二卷、六六二号。
- (17) 「岩倉具視関係文書」一卷、三四二頁。
- (18) 「大久保利通伝」上卷、三六頁。
- (19) 「大隈文書」(A官関係文書、R一一一、宗教)
- (20) 「世外井上公伝」一卷、一九四頁。
- (21) 同右、三〇三頁。
- (22) 「大日本外交文書」二卷三冊、六三二号、他。

- (23) 「木戸考允日記」一巻、一一頁。
- (24) 「久米博士九十年回顧録」下巻、宗高書房、昭和九年、三八頁。
- (25) 「大隈侯八十五年史」大正一五年、一六九頁。
- (26) 同右、一七七八頁。
- (27) 立石駒吉編「大隈伯社会観」三七頁。
- (28) 同右、一三四頁。
- (29) 同右、同頁。
- (30) ミットフォード、長岡詳三訳「英國外交官の見た幕末維新」新人物往来社、昭和六〇年、一三九～一四三頁。
- (31) アーネスト・サトウ「外交官の見た明治維新」下、二五四頁。
- (32) 「大日本外交文書」一巻三冊、五四七号。
- (33) 拙論「岩倉使節団が携帯した『耶穌書類』について再考—岩倉使節団と宗教問題〈その五〉」一五一頁。
- (34) 同右、一三九頁参照されたい。
- (35) フランシスク・マルナス、久野桂一郎訳「日本キリスト教復活史」みすず書房、一九八五年、三三九頁。
- (36) 姉崎正治「切支丹禁制の終末」図書刊行会、一九二六年、一四九頁。